

<合格発表方法>

- 合格者には合格通知書等一式を通知します。不合格者には通知しません。
- 出願サイトの「マイページ」で合否の確認ができます。
- 複数の入試区分を受験した場合は、それぞれの受験番号について合否を確認してください。
- 合格発表時刻より前にアクセスした場合は、その時刻になってから再度アクセスまたは更新をしないと合否を確認できませんので、必ず合格発表時刻以降にアクセスしてください。
- 合格発表時刻の直後はつながりにくい状態になる場合があります。その場合は、しばらく時間を置いてから再度アクセスしてください。
- 出願サイトの「マイページ」で合否が確認できるのは、各入試区分とも合格発表日時から入学手續締切日（二段階納入方式の場合、1次手續締切日）の17:00までです。
- 出願サイトの「マイページ」で合格を確認した後に、合格通知書等一式が通知されない場合は各キャンパス入試事務室まで問い合わせてください。
- 電話や電子メールによる合否の問い合わせには一切応じません。
- 学内掲示板での発表は行いません。

<合格発表上の注意>

- 特待奨学生特別選抜と一般選抜前期では、入学試験を受験した際の受験番号と合格発表時の受験番号が異なります。
- 特待奨学生特別選抜において特待奨学生に選抜された者には、合格発表時に「特待奨学生S」、「特待奨学生A」である旨を通知します。
- 一般選抜前期および大学入学共通テスト利用選抜において特待奨学生に選抜された者には、合格発表時に「特待奨学生B」である旨を通知します。
- 学校推薦型選抜、帰国生徒特別選抜、社会人特別選抜〔11月〕、留学生特別選抜〔11月〕において入学手續を行っている者が特待奨学生特別選抜にチャレンジ受験をした場合、入学手續を行っている学科の一般合格者（奨学金が給付されない合格者）からは除外されません。
- 特待奨学生特別選抜において一般合格者（奨学金が給付されない合格者）として入学手續を行っている者が一般選抜前期および大学入学共通テスト利用選抜を受験した場合、既に本学に入学する権利を確保していますが、入学手續を行っている学科の一般合格者として合格する場合があります。その場合は、合格通知書は発行されますが、あらためて入学手續を行う必要はありません。
- 特待奨学生特別選抜、一般選抜前期、大学入学共通テスト利用選抜において複数の学部・学科に出願した場合は、それぞれに合否判定を行いますので、複数の学部・学科で合格する場合があります。
- 一般選抜前期では、全日程を合わせて合否判定を行い合格者を発表します。複数日程で同一学部・学科を受験した場合は、最も成績の良い日程の試験結果で合否を判定します。複数の学部・学科を受験した場合は、それぞれ学部別に合否判定を行いますので、複数の学部・学科で合格する場合があります。
- 一般選抜前期と大学入学共通テスト利用選抜はそれぞれに合否判定を行いますので、両入試区分で同一学部・学科に出願した場合、同じ学科で合格する場合があります。その場合、入学手續はどちらの入試区分で行っても構いません。
- 第二・第三志望制度を実施している入試区分、学部においては、志願者が第二・第三志望学科を選択した場合、第一志望学科で不合格であっても第二・第三志望学科で合格する場合があります。
- 志望した学部・学科以外で合格する場合があります（志望した学部・学科で不合格となった場合に限り）。
- 試験当日に欠席した場合や全科目受験することができなかつた場合（大学入学共通テスト利用選抜では受験すべき科目が不足している場合）は、不合格となります。

<繰上合格について>

- 特待奨学生特別選抜、一般選抜（前期／後期）、大学入学共通テスト利用選抜では、補欠候補者を発表する場合があります。
- 一般選抜前期と大学入学共通テスト利用選抜はそれぞれ別々に合否判定を行いますので、両入試区分で同一学部・学科に出願した場合、一般選抜前期で合格した学科に、大学入学共通テスト利用選抜で補欠候補者となる場合があります。その場合は一般選抜前期の合格が優先されます。
- 補欠候補者は合格者ではありません。合格者の入学手續状況により欠員が生じた場合に限り、繰上合格となることがあります。繰上合格については、本学より本人に原則として電話連絡の上、入学の意思を確認します。
- 合格者の入学手續および辞退の状況により、不合格者に対し追加合格を通知する場合があります。追加合格については、本学より本人に原則として電話連絡の上、入学の意思を確認します。
- 繰上合格に関する個別の問い合わせには一切応じません。

入学手続

<入学手続>

- 合格者には入学手続要項・入学手続書類一式を通知します。
- 入学手続に関する詳細は、「入学手続要項」を確認してください。
- 入学手続は入試区分ごとに定められた入学手続期間内に行ってください。入学手続期間内に入学手続を行わなかった合格者については、入学を辞退したものと取り扱います。
- 専願制入試の合格者は、入学を辞退することができませんので、必ず入学手続を行ってください。
- 入学手続時の学生納付金等の納入方法は、下表のとおりです。学生納付金等の納入額については「学生納付金等（P.16～）」を参照してください。

合格した入試区分	納入方法
<ul style="list-style-type: none"> ●総合型選抜 ●学校推薦型選抜[公募制/指定校制] ●一般選抜後期 ●帰国生徒特別選抜 ●社会人特別選抜 ●留学生特別選抜 	<p>原則として「一括納入方式」とします。ただし、「分割納入方式」を選択することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一括納入方式」とは、入学手続時に初年度の学生納付金を全額納入する方式です。 ・「分割納入方式」とは、初年度の学生納付金のうち授業料と実験実習費（実習・文献費）を入学手続時と入学後（9月）に分けて納入する方式です。 ・各方式の学生納付金額はP. 16～17を参照してください。 <p>※ 総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生徒特別選抜の志願者は本学専願者として扱いますので、合格者は必ず入学手続を行ってください。なお、一度納入した学生納付金はいかなる理由があっても返還しません。</p> <p>※ 社会人特別選抜の志願者は本学専願者として扱いますので、合格者は必ず入学手続を行ってください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●特待奨学生特別選抜 ●一般選抜前期 ●大学入学共通テスト利用選抜 	<p>原則として「一括納入方式」とします。ただし、「分割納入方式」または「二段階納入方式」を選択することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一括納入方式」とは、入学手続時に初年度の学生納付金を全額納入する方式です。 ・「分割納入方式」とは、初年度の学生納付金のうち授業料と実験実習費（実習・文献費）を入学手続時と入学後（9月）に分けて納入する方式です。 ・「二段階納入方式」とは、入学手続に伴う学生納付金を「1次手続」と「2次手続」の2回に分けて納入する方式です。1次手続で「入学金」のみを納入し、2次手続で入学手続に必要な残りの学生納付金（2次一括納入額または2次分割納入額）を納入します。 ・各方式の学生納付金額はP. 18～20を参照してください。 <p>※「二段階納入方式」では、「1次手続」・「2次手続」それぞれの締切日までに所定の手続を完了する必要があります。それぞれの手続締切日を過ぎた入学手続は一切認められませんので注意してください。</p>

- チャレンジ受験（P.10参照）によって既入学手続者が特待奨学生に選抜された場合は、特待奨学生としてあらためて入学手続を行ってください。「学生納付金振替措置」が適用されます。

学生納付金等振替措置

先行して合格発表が行われた入試区分で入学手続を行っている者が、その後の入試区分において、特待奨学生になった場合や新たに合格した別の学部・学科への入学を希望する場合は、所定の手続を行うことで学生納付金を振り替えることができます。振替を希望する場合は、入学手続の際に「学生納付金等振替申請書」に必要事項を記入し、新たに入学を希望する入試区分の入学手続書類と併せて提出してください。詳細は、「入学手続要項」を確認してください。

※専願制入試で合格している場合は、学部・学科を変更することはできません。

- 入学手続完了者には、入学手続期間終了後（二段階納入方式を選択した場合は、2次手続完了後）、「入学許可証」を発行します。
- 入学手続に関して不備があったり、入学に関する連絡をする際に、出願サイトに登録されているメールアドレスに連絡をすることがあります。

＜入学辞退＞

入試区分	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ●特待奨学生特別選抜 ●一般選抜（前期／後期） ●大学入学共通テスト利用選抜 ●留学生特別選抜 	<ul style="list-style-type: none"> ●入学手続完了後にやむを得ず入学辞退を希望する場合は、入学辞退手続を行ってください（詳細は入学手続要項参照）。 ●入学手続において「二段階納入方式」を選択できる入試区分で1次手続を行った者が、期日までに2次手続を行わない場合にも「入学辞退届」を提出してください。 ●2023年3月24日（金）17：00までに入学辞退した者については、入学金を除く学生納付金を速やかに返還します。 <ul style="list-style-type: none"> ※ やむを得ずこれ以降2023年3月31日（金）17：00までに入学辞退した者についても入学金を除く学生納付金を返還しますが、返還時期は2023年5月以降となります。 ※ 2023年4月1日（土）以降に入学辞退した者については、いかなる場合も学生納付金は返還しません。 ●総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生徒特別選抜の既入学手続者は本学専願者として扱いますので、特待奨学生特別選抜でのチャレンジ受験の結果にかかわらず入学を辞退することはできません。
<ul style="list-style-type: none"> ●社会人特別選抜 	<ul style="list-style-type: none"> ●入学手続完了後にやむを得ず入学辞退を希望する場合は、入学辞退手続を行ってください（詳細は入学手続要項参照）。 ●2023年1月31日（火）17：00までに入学辞退した者については、入学金を除く学生納付金を返還します。 <p>＜社会人特別選抜入学手続者の学生納付金返還に係る入学辞退届の到着期限について＞ 社会人特別選抜の志願者は本学専願者として扱いますので、原則として合格者の入学辞退は認めていません。しかし社会通念上、社会人が入学するためには、本学学生となる2023年4月1日の2ヶ月前までには、勤務先と退職または勤務等の調整を完了しておく必要があることを考慮し、本学では入学金を除いた学生納付金返還に係る入学辞退届の到着期限を上記のように設けています。</p>

※電子メールやFAX等による入学辞退は一切受け付けません。

※入学辞退に関する詳細は「入学手続要項」を確認してください。